

広島県告示第三百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
草津梅が台 (三〇三)	広島県広島市西区草津梅が台地内	土砂災害原因となる自然現象の種類による発生原因の土砂災害	
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	表区域の示の		
草津梅が台 (三〇三)	区域の名称		
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり		の自然現象の種類による発生原因の土砂災害	三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第7条第1項第9条第1項の規定によつて、土砂災害警戒区域を指定する。この区域は、土砂災害警戒区域であることを示す。この区域は、土砂災害警戒区域であることを示す。

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。